

社内様式例

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 出生時育児休業（産後パパ育休）		
3-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
	※出生時育児休業を2回に分割取得する場合は、1回目と2回目を一括で申し出ること	
	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
3-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について出生時育児休業をしたことが(休業予定含む)	ない・ある (回)
	(3) 1の子について出生時育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある (回)
4 1歳までの育児休業（パパ・ママ育休プラスの場合は1歳2か月まで）		
4-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
	※1回目と2回目を一括で申し出る場合に記載（2回目を後日申し出ることも可能）	
	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	

4-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について育児休業をしたことが(休業予定含む)	ない・ある(回) →ある場合 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 〔 〕
	(3) 1の子について育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある(回) →2回ある場合又は1回あるかつ上記(2)がある場合、再度申出の理由 〔 〕
	(4) 配偶者も育児休業をしており、規則第 条第 項に基づき1歳を超えて休業しようとする場合(パパ・ママ育休プラス)	配偶者の休業開始(予定)日 年 月 日
5 1歳を超える育児休業		
5-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
5-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について1歳を超える育児休業をしたことが(休業予定含む)	ない・ある→再度休業の理由 〔 〕 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで
	(3) 1の子について1歳を超える育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある→再度申出の理由 〔 〕
	(4) 休業が必要な理由	
	(5) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合	配偶者が休業 している・していない 配偶者の休業(予定)日 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕

(注) 上記3、4の休業は原則各2回まで、5の1歳6か月まで及び2歳までの休業は原則各1回です。
申出の撤回1回(一の休業期間)につき、1回休業したものとみなします。

(注) 上記5の休業は、保育所等に入所を希望しているが、入所できない等の事情がある場合に申出が可能です。

<提出先> 直接提出や郵送のほか、電子メールでの提出も可能です。
〇〇課 メールアドレス：□□□□@□□

※申出書に提出先を記載することは義務ではありませんが、提出先及び事業主が電子メール、FAX、SNS等の提出を認める場合はその旨を記載するとわかりやすいでしょう。

〔（出生時）育児・介護〕休業取扱通知書

殿

年 月 日

会社名

あなたから 年 月 日に〔（出生時）育児・介護〕休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕がありました。育児・介護休業等に関する規則（第3条・第4条・第5条・第7条・第8条・第9条・第11条・第12条・第13条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出及び出生時育児休業中の就業日があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 休業の期間等	(1)適正な申出がされていましてので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで（出生時育児・育児・介護）休業してください。職場復帰予定日は、 年 月 日です。 (2)申し出た期日が遅かったので休業を開始する日を 年 月 日にしてください。 (3)あなたは以下の理由により休業の対象者でないので休業することはできません。 (4)あなたが 年 月 日にした休業申出は撤回されました。 (5)（介護休業の場合のみ）申出に係る対象家族について介護休業ができる日数は通算 93 日です。今回の措置により、介護休業ができる残りの回数及び日数は、（ ）回（ ）日になります。
2 休業期間中の取扱い等	(1) 休業期間中については給与を支払いません。 (2) 所属は 課のままとします。 (3) ・（（出生時）育児休業のうち免除対象者）あなたの社会保険料は免除されます。 ・（介護休業の場合等免除対象外）あなたの社会保険料本人負担分は、 月現在で1月約 円で すが、休業を開始することにより、 月からは給与から天引きができなくなりますので、月ごと に会社から支払い請求書を送付します。指定された日までに下記へ振り込むか、 に持参し てください。 振込先： (4) 税については市区町村より直接納税通知書が届きますので、それに従って支払ってください。 (5) 毎月の給与から天引きされる社内融資返済金がある場合には、支払い猶予の措置を受けることができ ますので、 に申し出てください。 (6) 職場復帰プログラムを受講できますので、希望の場合は 課に申し出てください
3 休業後の労働条件	(1) 休業後のあなたの基本給は、 級 号 円です。 (2) 年 月の賞与については算定対象期間に 日の出勤日がありますので、出勤日における 勤務成績などを考慮して計算した額を支給します。 (3) 退職金の算定に当たっては、休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。 (4) 復職後は原則として 課で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了1か 月前までに正式に決定し通知します。 (5) あなたの 年度の有給休暇はあと 日ありますので、これから休業期間を除き 年 月 日までの間に消化してください。 次年度の有給休暇は、今後 日以上欠勤がなければ、繰り越し分を除いて 日の有給休暇を請求 できます。
4 その他	(1) お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発 生したときは、なるべくその日に 課あて電話連絡をしてください。この場合の休業終了 後の出勤日については、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。 (2) 休業期間中についても会社の福利厚生施設を利用することができます。

（注）上記のうち、1 (1)から (4)までの事項は事業主の義務となっている部分、それ以外の事項は努力義務となっ
ている部分です。

社内様式3

〔（出生時）育児休業・育児のための所定外労働制限・育児のための
時間外労働制限・育児のための深夜業制限・育児短時間勤務〕対象児出生届

殿

〔申出日〕 年 月 日

〔申出者〕 所属

氏名

私は、 年 月 日に行った〔（出生時）育児休業の申出・所定外労働制限の請求・時間外労働制限の請求・深夜業制限の請求・育児短時間勤務の申出〕において出生していなかった〔（出生時）育児休業・所定外労働制限・時間外労働制限・深夜業制限・育児短時間勤務〕に係る子が出生しましたので、育児・介護休業等に関する規則（第3条・第7条・第16条・第17条・第18条・第19条）に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 出生した子の氏名

2 出生の年月日

社内様式4

〔（出生時）育児・介護〕休業申出撤回届

殿

〔申出日〕 年 月 日

〔申出者〕 所属

氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第4条・第8条・第12条）に基づき、 年 月 日に行った〔（出生時）育児・介護〕休業の申出を撤回します。

※同日に複数期間申出している場合は、撤回する休業期間を記載すること。

〔（出生時）育児・介護〕休業期間変更申出書

殿

[申出日] 年 月 日
[申出者] 所属
 氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 5 条・第 9 条・第 13 条）に基づき、 年 月 日
に行った 〔（出生時）育児・介護〕休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1 歳 6 か月まで及び 2 歳までの育児休業及び介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。

[申出日] 年 月 日
[申出者] 所属
氏名

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 介護を必要とする理由	
2 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 []
	(2) 1の家族について、これまでの介護休業をした回数及び日数	回 日
	(3) 1の家族について介護休業の申出を撤回したことが	ない・ある (回) →既に2回連続して撤回した場合、再度申出の理由 []

※事業主は介護保険の要介護認定の結果通知書や医師の診断書、障害支援区分認定通知書、障害児通所給付費支給決定通知書等の提出を求めますが、制度利用の条件とすることはできません。

〔子の看護等休暇・介護休暇〕 申出書

殿

〔申出日〕 年 月 日

〔申出者〕 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 14 条・第 15 条）に基づき、下記のとおり〔子の看護等休暇・介護休暇〕の申出をします。

記

〔子の看護等休暇〕 〔介護休暇〕

1 申出に係る家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 申出理由			
3 取得する日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
4 備考	年 月 日～ 年 月 日（1年度）の期間において		
	育児 対象 人 日	介護 対象 人 日	
	取得済日数・時間数 日 時間	取得済日数・時間数 日 時間	
	今回申出日数・時間数 日 時間	今回申出日数・時間数 日 時間	
	残日数・残時間数 日 時間	残日数・残時間数 日 時間	

（注 1）当日、電話などで申し出た場合は、出勤後速やかに提出してください。

3 については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。

（注 2）子の看護等休暇の場合、取得できる日数は、小学校第 3 学年修了までの子が 1 人の場合は年 5 日、2 人以上の場合は年 10 日となります。時間単位で取得できます。

介護休暇の場合、取得できる日数は、対象となる家族が 1 人の場合は年 5 日、2 人以上の場合は年 10 日となります。時間単位で取得できます。

〔育児・介護〕のための所定外労働制限請求書

殿

[請求日] 年 月 日

[請求者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 16 条）に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための所定外労働の制限を請求します。

記

〔育児〕

〔介護〕

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日（出産予定日を含む）		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5) (1) の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 請求に係る状況	制限開始予定日の1か月前に請求をしている・いない → 請求が遅れた理由 { }		

〔育児・介護〕のための時間外労働制限請求書

殿

[請求日] 年 月 日

[請求者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 17 条）に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための時間外労働の制限を請求します。

記

〔育児〕

〔介護〕

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日（出産予定日を含む）		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 請求に係る状況	制限開始予定日の1か月前に請求をしている・いない → 請求が遅れた理由 〔 〕		

〔育児・介護〕のための深夜業制限請求書

殿

[請求日] 年 月 日

[請求者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 18 条）に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための深夜業の制限を請求します。

記

〔育児〕

〔介護〕

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日（出産予定日を含む）		
	(3) 本人との続柄		
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 請求に係る状況	(1) 制限開始予定日の1か月前に請求をしている・いない → 請求が遅れた理由 [] (2) 常態として1の子を保育できる又は1の家族を介護できる16歳以上の同居の親族が いる・いない		

育児短時間勤務申出書

殿

[申出日] 年 月 日

〔申出者〕 所属

氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 19 条）に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日（出産予定日を含む）	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日	
	※ 時 分から 時 分まで	
3 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある 再度申出の理由 〔 〕

(注) 2-※欄は、労働者が個々に労働する時間を申し出ることを認める制度である場合には、必要となります。

※ 柔軟な働き方を実現するための措置として短時間勤務を選択して導入する場合（規定例第 20 条。45 頁参照）にも、この様式を活用することができます。

社内様式 12

介護短時間勤務申出書

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 21 条）に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 介護を必要とする理由	
2 短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	※ 時 分から 時 分まで ☐毎日 ☐その他 []	
3 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の 2 週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 []
	(2) 1 の家族について最初の介護短時間勤務を開始した年月日、及びこれまでの利用回数	[最初の開始年月日] 年 月 日 [回数] 回
	(3) 1 の家族について介護短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある (回) →既に 2 回連続して撤回した場合、再度申出の理由 []

(注) 2-※欄は、労働者が個々に勤務しない日又は時間を申し出ることを認める制度である場合には必要となります。

〔育児・介護〕短時間勤務取扱通知書

殿

年 月 日

会社名

あなたから 年 月 日に〔育児・介護〕短時間勤務の申出がありました。育児・介護休業等に関する規則（第 19 条・第 21 条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 短時間勤務の期間等	・適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで短時間勤務をしてください。 ・申し出た期日が遅かったので短時間勤務を開始する日を 年 月 日にしてください。 ・あなたは以下の理由により対象者でないので短時間勤務をすることはできません。 ・今回の措置により、介護短時間勤務ができる期限は、 年 月 日までで、残り（ ）回になります。
2 短時間勤務期間の取扱い等	(1) 短時間勤務中の勤務時間は次のとおりとなります。 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 休憩時間（ 時 分～ 時 分（ 分）） (2) （産後 1 年以内の女性従業員の場合）上記の他、育児時間 1 日 2 回 30 分の請求ができます。 (3) 短時間勤務中は原則として所定時間外労働は行わせません。 (4) 短時間勤務中の賃金は次のとおりとなります。 1 基本賃金 2 諸手当の額又は計算方法 (5) 賞与については、短縮した時間に対応する賞与は支給しません。 (6) 退職金の算定に当たっては、短時間勤務期間中も通常勤務をしたものとみなして計算します。
3 その他	お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に 課あて電話連絡をしてください。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後 2 週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。

※ 柔軟な働き方を実現するための措置として短時間勤務を選択して導入する場合（規定例第 20 条。45 頁参照）にも、この様式を活用することができます。

時差出勤申出書

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 20 条）に基づき、下記のとおり時差出勤の申出をします。

記

1 時差出勤に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日（出産予定日を含む）	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 時差出勤の期間	年 月 日から 年 月 日	
3 時差出勤期間中の勤務時間	時 分から 時 分まで	
4 申出に係る状況	(1) 時差出勤開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について時差出勤の申出を撤回したことが	ない・ある 再度申出の理由 []

※ 育児のための短時間勤務の代替措置（規定例第 19 条の 2。41 頁参照）や、介護のための所定労働時間の短縮等の措置（規定例第 21 条。50 頁参照）として時差出勤の制度を導入する場合にも、この様式を活用することができます。

なお、介護のための所定労働時間の短縮等の措置として導入する場合、1は「時差出勤に係る家族の状況」とし、細目を様式例7～10（74～77頁）のように記載することが考えられます。

時差出勤取扱通知書

殿

年 月 日

会社名

あなたから 年 月 日に時差出勤の申出がありました。育児・介護休業等に関する規則（第20条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 時差出勤の期間等	・適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日まで時差出勤をしてください。 ・申し出た期日が遅かったので時差出勤を開始する日を 年 月 日にしてください。 ・あなたは以下の理由により対象者でないので時差出勤をすることはできません。 〔 〕
2 時差出勤期間中の取扱い等	(1) 時差出勤期間中の勤務時間は次のとおりとなります。 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 休憩時間（ 時 分～ 時 分（ 分）） (2) 時差出勤期間中の給与及び賞与については、通常の勤務をしているものとし減額しません。 (3) 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、時差出勤期間中も通常勤務をしたものとみなして計算します。
3 その他	お子さんを養育しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に 課あて電話連絡をしてください。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。

※ 育児のための短時間勤務の代替措置（規定例第19条の2。40頁参照）や、介護のための所定労働時間の短縮等の措置（規定例第21条。50頁参照）として時差出勤の制度を導入する場合にも、この様式を活用することができます。

なお、介護のための所定労働時間の短縮等の措置として導入する場合、1の通知事項に以下を加える必要があります。

「・今回の措置により、介護のための時差出勤ができる期限は、 年 月 日までで、残り（ ）回になります。」

また、3についても、「お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等（後略）」と記載することが考えられます。

フレックスタイム申出書

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 20 条）に基づき、下記のとおりフレックスタイムの申出をします。

記

1 フレックスタイムに係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日（出産予定日を含む）	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1) の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 フレックスタイムの期間	年 月 日から 年 月 日	
3 申出に係る状況	(1) フレックスタイム開始予定日の 1 か月前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1 の家族についてフレックスタイムの申出を撤回したことが	ない・ある 再度申出の理由 〔 〕

※ 育児のための短時間勤務の代替措置（規定例第 19 条の 2。40 頁参照）や、介護のための所定労働時間の短縮等の措置（規定例第 21 条。50 頁参照）としてフレックスタイム制度を導入する場合にも、この様式を活用することができます。

なお、介護のための所定労働時間の短縮等の措置として導入する場合、1 は「フレックスタイムに係る家族の状況」とし、細目は様式例 7～10（74～77 頁）のように記載することが考えられます。

フレックスタイム取扱通知書

殿

年 月 日

会社名

あなたから 年 月 日にフレックスタイムの申出がありました。育児・介護休業等に関する規則（第 20 条）に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）。

記

1 フレックスタイムの適用期間等	・適正な申出がされていたので申出どおり 年 月 日から 年 月 日までフレックスタイムを適用します。 ・申し出た期日が遅かったのでフレックスタイムを開始する日を 年 月 日にしてください。 ・あなたは以下の理由により対象者でないのでフレックスタイムを適用することはできません。 []
2 フレックスタイム適用の取扱い等	(1) フレックスタイム適用期間中の始業勤務時間は、あなたの自主的決定に委ねるものとします。ただし、始業時刻につきあなたの自主的決定に委ねる時間帯は、午前●時から午前●時まで、終業時刻につきあなたの自主的決定に委ねる時間帯は、午後●時から午後● 時までの間とします。 (2) 午前●時から午後●時までの間（正午から午後 1 時までの休憩時間を除く。）については、所属長の承認のないかぎり、所定の労働に従事しなければなりません。 (3) 清算期間は 1 箇月間とし、毎月●日を起算日とします。 (4) 清算期間中に労働すべき総労働時間は、●時間とします。 (5) 標準となる 1 日の労働時間は、●時間とします。 (6) フレックスタイム適用期間中の給与及び賞与については、通常の勤務をしているものとし減額しません。 (7) 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、フレックスタイム適用期間中も通常勤務をしたものとみなして計算します。
3 その他	お子さんを養育しなくなる等あなたの勤務に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、なるべくその日に 課あて電話連絡をしてください。この場合の通常勤務の開始日については、事由発生後 2 週間以内の日を会社と話し合って決定していただきます。

※ 育児のための短時間勤務の代替措置（規定例第 19 条の 2。40 頁参照）や、介護のための所定労働時間の短縮等の措置（規定例第 21 条。50 頁参照）としてフレックスタイム制度を導入する場合にも、この様式を活用することができます。

なお、介護のための所定労働時間の短縮等の措置として導入する場合、1 の通知事項に以下を加える必要があります。

「・今回の措置により、介護のためのフレックスタイムができる期限は、 年 月 日までで、残り（ ）回になります。」

また、3 についても、「お子さんを養育しなくなる、家族を介護しなくなる等（後略）」と記載することが考えられます。

養育両立支援休暇申出書

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 20 条）に基づき、下記のとおり養育両立支援休暇取得の申出をします。

記

1 取得日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
2 備考	年 月 日～ 年 月 日（1 年度）の期間において 取得済日数・時間数 日 時間 今回申出日数・時間数 日 時間 残日数・残時間数 日 時間

育児目的休暇取得申出書

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 30 条）に基づき、下記のとおり育児目的休暇取得の申出をします。

記

1. 取得日

年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで 日間

（注 1）当日、電話などで申し出た場合は、出勤後速やかに提出してください。

※ こちらは参考様式です。
育児・介護休業法上、育児目的休暇について申出要件・手続きに定めはありません。

出生時育児休業中の就業可能日等申出・変更申出書

殿

[申出日] 年 月 日
[申出者] 所属
 氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第9条の2）に基づき、下記のとおり出生時育児休業中の就業可能日等の〔申出・変更申出〕をします。

記

1. 出生時育児休業取得予定日

 年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで

2. 就業可能日等（変更申出の場合は当初申出から変更がない期間も含めて全て記載）

日付	時間	備考 (テレワーク等の希望)
年 月 日（ 曜日）	時 分～ 時 分	
年 月 日（ 曜日）	時 分～ 時 分	

（注1）申出後に変更が生じた場合は、休業開始予定日の前日までの間に速やかに変更申出書を提出してください。

（注2）休業開始予定日の前日までに、就業可能日等の範囲内で就業日時等を提示します。提示する就業日がない場合もその旨通知します。

出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届

殿

[申出日] 年 月 日
[申出者] 所属
 氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第9条の2）に基づき、 年 月 日に行った出生時育児休業中の就業可能日等〔申出・変更申出〕を撤回します。

出生時育児休業中の就業日等の提示について

殿

年 月 日

会社名

あなたから 年 月 日に出生時育児休業中の就業可能日等の〔申出・変更申出・撤回〕がありました。育児・介護休業等に関する規則（第9条の2）に基づき、就業日時等を提示いたします。

記

☐ 以下の就業日を提示します。回答は 月 日までに 課へご提出ください。

① 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分（休憩時間 時 分～ 時 分）

② 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分（休憩時間 時 分～ 時 分）

※就業場所、業務内容等特記事項があれば記載

☐ 提示する就業日はありません。全日休業となります。

☐ 就業可能日等申出・変更申出は撤回されました。全日休業となります。

出生時育児休業中の就業日等の〔同意・不同意〕書

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 9 条の 2）に基づき、 年 月 日に提示された
出生時育児休業中の就業日等について、下記のとおり回答します。

記

- ☐ 提示された就業日等に全て同意します。
- ☐ 提示された就業日等に全て同意しません。
- ☐ 提示された就業日等のうち、以下の内容に同意します。

[]

出生時育児休業中の就業日等撤回届

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第 9 条の 2）に基づき、 年 月 日に同意した出
生時育児休業中の就業日等について、〔全部・一部〕撤回します。

撤回する就業日等を記載

[年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分
年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分]

休業開始日以降の撤回の場合は、撤回理由を記載（開始日前の場合は記載不要）

[]

出生時育児休業中の就業日等通知書

殿

年 月 日

会社名

あなたから 年 月 日に出生時育児休業中の就業日等の〔全面同意・一部同意・撤回〕がありました。育児・介護休業等に関する規則（第9条の2）に基づき、就業日等を下記のとおり通知します。

記

1 休業の期間	年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）（日）
2 就業日等 申出撤回	(1) あなたが 年 月 日にした出生時育児休業中の就業日等の同意は撤回されました。 (2) あなたが 年 月 日に同意した出生時育児休業中の就業日等について、 年 月 日に撤回届が提出されましたが、撤回可能な事由(※)に該当しないため撤回することはできません。当該日に休む場合は、事前に 課まで連絡してください。
3 就業日等	就業日合計 日（就業可能日数上限 日） 労働時間合計 時間（就業可能労働時間上限 時間） ① 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分 （休憩時間 時 分～ 時 分） ② 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分 （休憩時間 時 分～ 時 分） ※就業場所、業務内容等特記事項があれば記載
4 その他	上記就業日等に就業できないことが判明した場合は、なるべく判明した日に 課まで連絡してください。

- (※) 休業開始日以降に就業日等を撤回可能な事由
- 一 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
 - 二 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと
 - 三 婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと
 - 四 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

上記が厚生労働省令で定める事由ですが、事業主が幅広く撤回を認めることは差し支えありません。